

# 幼児教育の無償化

## 2019年10月からスタート

### 利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、**幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、給食の食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。**

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降（※）の子どもは副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

※第〇子としてのカウントは小学校3年生以下の子どもが対象です。

### 預かり保育

月11,300円を上限に無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額を支給上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

|    | 施設の定める | 利用日数 | 支給上限額  | 無償化対象額 | 実質負担額 |
|----|--------|------|--------|--------|-------|
| A園 | 4,000円 | 10日  | 4,500円 | 4,000円 | 0円    |
| B園 | 9,500円 | 20日  | 9,000円 | 9,000円 | 500円  |

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月16,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要**です。

幼稚園等から配付される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園等へご提出ください。

（問合せ先）

新潟市こども未来部幼保運営課 TEL：025-223-7374